

令和7年第4回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

令和7年12月22日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第58号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第59号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について
第60号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
第61号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第62号議案 幸田町子ども・子育て会議条例の一部改正について
第63号議案 幸田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第64号議案 幸田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第65号議案 幸田町高齢者生きがいセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
第66号議案 幸田町火入れに関する条例の一部改正について
第67号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
第68号議案 財産の取得について（被災者生活再建システム等端末）
第69号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）
第70号議案 指定管理者の指定について（幸田町高齢者生きがいセンター）
第71号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
第72号議案 令和7年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
陳情第11号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書
陳情第12号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
陳情第13号 保育士・学童保育支援員の処遇改善に関する陳情
陳情第14号 介護・障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情
陳情第15号 医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出に関する陳情
- 日程第3 第73号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
第74号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第75号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について
第76号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第77号議案 令和7年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第4 閉会中の委員会行政視察の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（１５名）

1 番	藤 本 和 美 君	2 番	吉 本 智 明 君	3 番	野 坂 純 子 君
4 番	松 本 忠 明 君	5 番	長 谷 川 進 君	6 番	岩 本 知 帆 君
7 番	田 境 毅 君	8 番	石 原 昇 君	10 番	黒 木 一 君
11 番	藤 江 徹 君	12 番	稲 吉 照 夫 君	13 番	笹 野 康 男 君
14 番	丸 山 千 代 子 君	15 番	都 築 幸 夫 君	16 番	廣 野 房 男 君

欠席議員（１名）

9 番 鈴 木 久 夫 君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	成 瀬 敦 君	副 町 長	大 竹 広 行 君
教 育 長	池 田 和 博 君	企 画 部 長	内 田 守 君
総 務 部 長	菅 沼 秀 浩 君	参 事（税務担当）	稲 熊 公 孝 君
危 機 管 理 監	長 谷 優 一 郎 君	住 民 こ ど も 部 長	三 浦 正 義 君
健 康 福 祉 部 長	谷 川 啓 君	参 事（健康保健担当）	相 川 美 代 子 君
環 境 経 済 部 長	大 熊 隆 之 君	建 設 部 長	鳥 居 靖 久 君
上 下 水 道 部 長	齋 藤 啓 一 君	消 防 長	山 本 秀 幸 君
教 育 部 長	山 本 晴 彦 君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局 長 岩 瀬 仁 史 君

○議長（廣野房男君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ここで御報告いたします。

9番、鈴木久夫議員は疾病のため、本日の会議を欠席する届出がありましたので御報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（廣野房男君） 議事日程は、本日お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（廣野房男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番 丸山千代子議員及び15番 都築幸夫議員を指名します。

日程第2

○議長（廣野房男君） 日程第2、第58号議案から第72号議案までの15件及び陳情第11号から陳情第15号までの5件を一括議題といたします。

これから、委員長の報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

11番、藤江 徹議員。

〔11番 藤江 徹君 登壇〕

○11番（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務教育委員会審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

令和7年12月22日

議長 廣野房男様

委員長 藤江 徹

令和7年第4回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第58号 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、巡回監視応急作業等の作業に従事した職員に対し、災害応急作業等手当を支給することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第59号 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について

職員等の旅費の支給について費用弁償としての性質をより高めることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第60号 幸田町火災予防条例の一部改正について

林野火災の予防に係る注意報及び警報の新設に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第68号 財産の取得について（被災者生活再建システム等端末）

被災者生活再建システム等端末の取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第69号 指定管理者の指定について（ハピネス・ヒル・幸田）

ハピネス・ヒル・幸田の管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第71号 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第3号）

総務教育委員会所管部分、第1条、歳入、8億8,550万1,000円追加。歳出6億2,327万1,000円追加。第3条、債務負担行為の追加。地域公共交通会議負担金に要する経費、ハピネス・ヒル・幸田指定管理者指定管理料に要する経費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第11号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書

国に対し「日本国国章損壊の罪」の制定を求める意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上であります。

〔11番 藤江 徹君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

7番、田境 毅議員。

〔7番 田境 毅君 登壇〕

○7番（田境 毅君） 皆さん、おはようございます。

それでは、福祉産業建設委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

令和7年12月22日

議長 廣野房男様

委員長 田境 毅

令和7年第4回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読します。

第61号 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第8条第1項の規定に基づき、本町の印鑑登録システム等の標準化を実施することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第62号 幸田町子ども・子育て会議条例の一部改正について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第63号 幸田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

乳児等通園支援事業の実施に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第64号 幸田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

乳児等通園支援事業の実施及び業務の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第65号 幸田町高齢者生きがいセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について

幸田町高齢者生きがいセンターの移転に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第66号 幸田町火入れに関する条例の一部改正について

林野火災に関する注意報の新設及び手続の規則への委任に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第67号 幸田町道路占用料条例の一部改正について

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第70号 指定管理者の指定について（幸田町高齢者生きがいセンター）

幸田町高齢者生きがいセンターの管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第71号 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第3号）

福祉産業建設委員会所管分、第1条、歳入、489万3,000円追加。歳出、2億6,712万3,000円追加。第2条、繰越明許費の追加。戸籍・戸籍の附票の標準準拠システム移行事業、大草老人憩の家トイレ改修工事基本設計及び実施設計事業、第3条、債務負担行為の追加。幸田町高齢者生きがいセンター指定管理者指定管理料に要する経費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第72号 令和7年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入歳出、1,220万4,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第12号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

国、県、町に対し、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第13号 保育士・学童保育支援員の処遇改善に関する陳情

国に対し、保育士・学童保育支援員の賃金が高産業平均水準となるよう国の責任で処遇改善を図ること、そのために必要な公的財源の投入を拡充することをはじめ、2項目の意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第14号 介護・障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情

国に対し、介護・障害福祉従事者の賃金が高産業の平均水準と同等となるよう公的財源の投入を国に求めることをはじめ、3項目の意見書の提出を求める陳情。賛成なしを

もって不採択すべきものと決した。

陳情第15号 医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出に関する陳情

国に対し、全ての医療機関に対して、2025年春季賃上げにおける他産業との格差是正（3%）及び今年度に予定されている最低賃金引上げ（6%）相当分をカバーできる賃上げ支援を公費により全額保障すること等の措置を講じることをはじめ、2項目の意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上であります。

〔7番 田境 毅君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 以上で、総務教育委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、福祉産業建設委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これをもって質疑を終結します。

これから、上程議案15件及び陳情5件について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番、丸山千代子議員。

○14番（丸山千代子君） 陳情第11号 日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書に対して、反対の立場から討論をしてみたいです。

刑法は犯罪を防ぎ、個人や国を守るためにあります。

政府に対して抗議するため、国旗を燃やしたり破ったりする行為については、今でも繰り返されてきました。そうしたやむにやまれぬ市民の叫びや声を、国の気に入らない思想、信条、表現は取り締まっていく、刑罰で押さえ込むことは憲法に定める表現の自由に照らせば許されることではありません。

他人の器物を損壊する罪の法定刑は3年以下の拘禁刑、または30万円以下の罰金となっており、国旗損壊罪より重い刑となっております。器物損壊罪でも十分対応できるものであり、日本国国章損壊の罪の制定を求める陳情に対して反対であります。

○議長（廣野房男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 陳情4件について、原案に賛成する立場から討論を行います。

陳情第12号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書であります。陳情者の愛知自治体キャラバンは、愛知県下全ての市町村、54市町村の自治体を

訪問し、県民の暮らし・福祉を充実するため、要請行動を進めており、今年４５年目となりました。各自治体によっては、制度が前進しているところ、不十分なところ、様々であるため、要請内容は多岐にわたり、愛知県、国などに対しても充実や実現に向けての意見書の提出をお願いするものであります。

今、国においては、介護保険制度改悪の議論が大詰めとなっております。特に狙われているのが、利用料２割負担の拡大であります。

現在、利用者の９割以上が１割負担で、居宅サービス利用の要介護１の人が限度額まで利用した場合、負担額は月１万７,０００円。要介護５では３万６,０００円ですが、これが２割になりますと、この倍の負担となります。介護は一時的なものではなく、負担は固定的な費用として長く続いていきます。年金生活者の中で耐えがたい負担となります。社会保障の切捨てが進み、公平の名で全世代に負担増を強いる改悪など、これに対して国に意見書を提出するよう求めるものであります。

また陳情項目は、国民健康保険制度の改善、子どもの給食費の無償化、障害者施策、生活保護制度など、いずれも充実を求めるものであり、国、県に意見書を提出するよう求め、この陳情に賛成するものであります。

陳情第１３号 保育士・学童保育支援員の処遇改善に関する陳情であります。

幸田町においても、保育士・児童クラブ支援員の人材不足は深刻な状況となっております。その要因となっているのが、低い賃金水準と処遇にあります。正規で働けない環境なども原因となり、離職する保育士など根本的な処遇改善が必要ではないでしょうか。さらに、特定保育士制度も導入され、ますます保育現場において、質の確保、安全確保など国の責任で処遇改善が求められます。深刻な人材不足とならないよう、国に対して意見書を提出すべきと求め、この陳情に対して賛成するものであります。

陳情第１４号 介護・障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情。陳情第１５号 医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出に関する陳情。この２件の陳情は、医療・介護・障害福祉の分野における人材不足と賃金を他産業並みに引き上げるなど、処遇改善を求めるものであります。一括して賛成討論をいたします。

国による医療費削減政策が進められる中で、公定価格である診療報酬は上がり、物価上昇にも対応しておりません。医療機関が倒産、廃業、また幸田町内には、お産ができる病院すらありません。日本医師会６病院団体は、このままではある日突然病院がなくなる、地域医療は崩壊寸前と警鐘を鳴らしました。医療従事者、介護従事者が安心して働き続けられる環境整備をすべきであり、国に対して施策と財政支援などを求める意見書を提出するよう求め、賛成討論といたします。

以上であります。

○議長（廣野房男君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番、藤本和美議員。

○1 番（藤本和美君） 陳情第 1 1 号 日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情について、賛成の立場から討論させていただきます。

この陳情は、外国の国旗等を侮辱目的で損壊した場合には刑法で処罰されますが、日本の国旗等を対象とした規定は存在していないため、日本の国旗についても外国の国旗と同様の規定を制定するよう求めるものです。

夏の参議院選挙で、公の街頭演説で、自分で持参したと思われる国旗に黒色で大きなバツをつけて振る行為が見られました。それがテレビやネット配信でも映り込みました。私は、生まれて初めて見る光景に大変ショックを受けました。その場では涙を流す方もいらっしゃいました。自分で持参したと思われるので、器物損壊罪は適用されません。

世界では、自国の国旗を法で守らない日本は非常に珍しい国であります。日本では外国国旗を侮辱目的で損壊、汚損した場合は処罰されますが、日本の国旗を幾ら侮辱目的で破壊されても法的には何もありません。これは、日本では法律で自国民の象徴を守らないという状態にあると考えます。

国旗は国民の象徴秩序と言われます。一体感を感じることができ、オリンピック、ワールドカップ、WBC で日本代表が日本の国旗に思いを込めますし、また外国の国旗にも敬意を払います。町の旗や、学校や企業の旗も同様だと思います。卒業式の最中、町の旗や、学校の校章を踏み潰したり汚損したらどう感じるでしょうか。これが象徴秩序への侵害です。国家象徴秩序が壊れると、国旗を踏みついたり損壊したりということが公然と繰り返されるようになり、法的に一切の歯止めがなければ、象徴に対する最低限の敬意が失われます。社会の土台が壊れ、国民の共通意識が壊れます。

外国の国旗を損壊する行為が処罰される理由は、その国の象徴秩序を破壊するからです。外交問題に発展します。つまり、外国国章損壊罪は、既に国家象徴秩序という目に見えない社会の基盤を刑法で守っているものです。日本の象徴秩序は守らなくてもよいというのは極めて例外的で、日本だけの異常な状態と言えます。

また、表現の自由と言われる方もいらっしゃいますが、表現の自由は無制限に認められている権利ではありません。公共の福祉により制限される場合があります。国章損壊罪は、国に文句を言うことや、政府を批判することを罰するものではありません。政府批判もデモも表現の自由として完全に認められています。問題としているのは、国を侮辱する目的で国家の象徴を物理的に破壊する行為だけです。オリンピックで日本代表が入場する際、観客が日本の国旗を踏みつけた場合、表現の自由、思想の自由だから仕方がないと受け止める人はいません。国際問題となり、厳重な警備体制が取られます。政府や行政や政党を批判するのは自由です。しかし、国旗を公然と傷つけたりするのは、一定の線引きがされるところと考えます。

国章損壊罪は最低限の尊厳を守る制度です。国旗を敬えと強制する法律ではありません。国に忠誠を誓いと命じる法律ではありません。思想や信条を取り締まる法律でもありません。日本は他国と同じように、自らの象徴を自らの法で守る国家になるという意思表示なのです。

報道では、自民党と日本維新の会は 1 0 月に署名した連立政権合意書に、来年の通常

国会で日本国国章損壊罪を制定し、外国国章損壊罪のみ存在する矛盾を是正すると明記し、高市早苗首相も11月の衆議院本会議で、実現に向けて両党間で具体的な検討を進めていくとあります。しかし、国会が確実に審議する保証はなく、いつ解散総選挙があってもおかしくない状況です。意見書は、国に早期の対応を促すためにも存在するものと考えます。地方自治の精神では、地方は国と対等であり、町民のために地方が声を上げる、それが地方議会の役割と考えております。

私はこのようなことから、本陳情に賛同し、また皆様の賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（廣野房男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、上程議案15件及び陳情5件について採決いたします。

採決の方法は、起立によって行います。

なお、起立された場合は、私が着席願いますと言うまで着席しないようお願いします。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決を行います。

初めに、第58号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第58号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第59号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第59号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第60号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第60号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第61号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の議

員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６１号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６２号議案 幸田町子ども・子育て会議条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６２号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６３号議案 幸田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６３号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６４号議案 幸田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６４号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６５号議案 幸田町高齢者生きがいセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６５号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６６号議案 幸田町火入れに関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６６号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６７号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６７号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６８号議案 財産の取得について（被災者生活再建システム等端末）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６８号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６９号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第６９号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第７０号議案 指定管理者の指定について（幸田町高齢者生きがいセンター）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第７０号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第７１号議案 令和７年度幸田町一般会計補正予算（第３号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第７１号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第７２号議案 令和７年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第１号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第７２号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第１１号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第１１号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第１１号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第１２号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第１２号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第１２号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第１３号 保育士・学童保育支援員の処遇改善に関する陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第１３号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第１３号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第１４号 介護・障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第１４号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第１４号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第１５号 医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出に関する陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第１５号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第１５号は、不採択することに決しました。

ここで途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前9時40分

再開 午前9時50分

○議長（廣野房男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第3

○議長（廣野房男君） 日程第3、第73号議案から第77号議案までの5件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第73号議案から第75号議案までの3件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書3ページをお開きください。

第73号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、3ページから5ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、議会の議員に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

本条例の改正につきましては、内閣総理大臣等の期末手当の支給割合の改定を行う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正と同様に行うものであります。

改正の概要につきましては、本条例の第6条第2項に規定する期末手当の支給割合について、まず、第1条関係としましては、令和7年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の172.5から100分の177.5に改め、次に、第2条関係において、令和8年度以降に支給する期末手当の支給割合を、第1条で改正した100分の177.5から100分の175とし、6月と12月の支給割合を同じ割合とするものであります。

施行期日につきましては、第1条で改正する内容については公布の日とし、第2条で改正する内容については、令和8年4月1日とするものであります。

なお、第1条で改正する内容については、令和7年12月支給分の期末手当から改定するため、適用日を令和7年12月1日とし、既に12月10日に支給した期末手当については、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなし、その差額分を年内に追加で支給する予定であります。

続きまして、議案書5ページをお開きください。

第74号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、6ページから8ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、町長及び副町長に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

本条例の改正につきましても、先ほどの第73号議案と同じく、内閣総理大臣等の期末手当の支給割合の改定を行う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正と同様にを行うものであります。

改正の概要につきましては、条例の第5条第2項に規定する期末手当の支給割合について、まず、第1条関係としましては、令和7年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の172.5から100分の177.5に改め、次に、第2条において、令和8年度以降に支給する期末手当の支給割合を、第1条で改正した100分の177.5から100分の175とし、6月と12月の支給割合を同じ割合とするものであります。

施行期日につきましては、第73号議案と同じく、第1条で改正する内容については公布の日とし、第2条で改正する内容については、令和8年4月1日とするものであります。

なお、第1条で改正する内容については、令和7年12月支給分の期末手当から改定するため、適用日を令和7年12月1日とし、既に12月10日に支給した期末手当については、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなし、その差額分を年内に追加で支給する予定であります。

続きまして、議案書の7ページをお開きください。

第75号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

議案関係資料は、9ページから33ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、国家公務員の給与の改定に準じた職員の給与の改定に伴い、必要があるからであります。

本議案につきましては、令和7年8月7日に人事院から国家公務員の給与についての勧告、いわゆる人事院勧告が出されまして、11月11日に人事院勧告どおりの内容とすることが閣議決定されております。これを受けまして、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が、12月11日に衆議院本会議にて可決され、さらに12月16日には、参議院本会議にて可決、成立したところでございます。これによりまして、本条例を追加提出させていただくものでございます。

議案書8ページからと議案関係資料の9ページからを御覧ください。

改正の概要につきましては、第1条及び第2条関係については、ともに常勤の職員及び定年前再任用短時間勤務職員に係る改正であります。施行期日により区分しており、また、第3条及び第4条関係については、特定任期付職員に係る改正を施行期日により区分しており、第5条関係については、会計年度任用職員に係る改正ということで、それぞれ分かれております。

まず、第1条関係につきましては、幸田町職員の給与に関する条例の第20条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に、令和7年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の125から100分の127.5と、0.025月分引き上げ、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に令和7年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の70から100分の72.5と、0.025月分引き上げ、また、第21条第2項に規定する令和7年12月に支給する勤勉手当の支給割合

を、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については100分の105から100分の107.5と、0.025月分引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員については100分の50から100分の52.5と、0.025月分引き上げ、さらに給料表の別表第1及び別表第2を議案書9ページから15ページまでにあるとおり改めるものであります。

この給料表の改定につきましては、初任給をはじめ若年層に重点を置いて給料表の引き上げを行うものであります。なお、これらの第1条関係の改正につきましては、国の取扱いに準じ、令和7年4月1日に遡って適用するものであります。

この改正による令和7年度の影響見込額としましては、給料表の改定に伴うものとして、6,726万円、そして、期末手当・勤勉手当の支給割合の改定に伴うものとして、3,840万円、それぞれ増額となる見込みであります。

続いて、第2条関係につきましては、幸田町職員の給与に関する条例第20条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に、令和8年度以降に支給する期末手当の支給割合を6月及び12月ともに、100分の126.25に、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に、令和8年度以降に支給する期末手当の支給割合を6月及び12月ともに、100分の71.25に改め、また、第21条第2項に規定する、令和8年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、6月及び12月ともに100分の106.25に、定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月ともに100分の51.25に改めるものであります。

そして、第3条関係につきましては、幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員の給料表を改め、第8条第2項に規定する、令和7年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の97.5と、勤勉手当の支給割合を100分の90とするものであります。

さらに、第4条関係につきましては、同じく幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項に規定する、令和8年度以降に支給する期末手当の支給割合を6月及び12月ともに100分の96.25に、勤勉手当の支給割合を6月及び12月ともに100分の88.75に改めるものであります。

そして、第5条関係につきましては、幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例別表第1、これはフルタイム会計年度任用職員の給料表であります。これを、議案書17ページ及び18ページにあるとおり改めるものであります。なお、第5条関係の改正につきましては、令和7年4月1日に遡って適用するものであります。

施行期日につきましては、第1条、第3条及び第5条の規定は公布の日であります。また、第1条の規定による改正後の幸田町職員の給与に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定の適用日は令和7年4月1日と、第3条の規定による改正後の幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定の適用日は、令和7年10月1日としております。

さらに、第2条及び第4条の規定は、施行期日を令和8年4月1日とするものであり

ます。既に支給された令和7年4月以降の給料及び12月10日に支給された期末手当及び勤勉手当については、改正後の条例の規定による給料並びに期末手当及び勤勉手当の内払とみなし、その差額分は年内に追加で支給する予定であります。

以上、第73号議案から第75号議案までの提案理由の説明をさせていただきました。続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧ください。補正予算関係につきましては、第76号議案はじめ2件であります。

第76号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第4号）についてであります。補正予算書の5ページをお開きください。

また、議案関係資料は、34ページから41ページまででありますので、併せて御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4億881万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213億9,541万3,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書16ページを御覧ください。

55款国庫支出金、15項国庫補助金、5目総務費国庫補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億9,964万8,000円を新規計上するものであります。

その内訳につきまして、令和7年10月21日に召集されました臨時国会におきまして、補正予算案が可決され、強い経済を実現する総合経済対策におきまして、1世帯当たり平均1万円程度の支援に相当する一般枠に加えて、食料価格高騰を踏まえ、特別加算分の給付が示されたことから、生活支援チケット発行事業分として1億9,800万円、また、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業について、12月2日に追加で予算措置された同交付金の推奨事業メニュー分の給付が示されたことから、介護予防生活支援事業分として164万8,000円、合計1億9,964万8,000円を新規計上するものでありまして、事業に取り組む上での財源として計上するものであります。

10目民生費国庫補助金につきましては、物価高対応子育て応援手当交付金1億7,075万8,000円を新規計上するものであります。

こちら、令和7年10月21日に召集されました臨時国会におきまして、補正予算案が可決され、強い経済を実現する総合経済対策におきまして、ゼロ歳から高校3年生までの子どもを養育する父母等を対象に、子ども1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給することが決定されたことを受けまして、この後、歳出でも御説明いたしますが、物価高対応子育て応援手当の支給事業に取り組む上での財源として新規計上するものであります。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金3,841万1,000円を追加し、一般会計の収支全体を調整するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

歳出につきましては、各款にわたりまして、職員及び会計年度任用職員の人件費の補正をお願いしております。

その内容といたしましては、給与改定等に伴いまして、給料、職員手当等及び共済費について、総額１億４，６４７万９，０００円を追加するものであります。詳細につきましては、２８ページ及び２９ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、これに係る部分につきましては、説明を省略させていただきます。

補正予算説明書１８ページを御覧ください。

１５款総務費、１０項総務管理費、４０目企画費につきましては、企画一般事業におきまして、生活支援チケット発行事業（重点支援地方交付金活用事業）におきまして、郵送料９００万円、委託料１億８，９００万円を新規計上するものであります。

これは、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、国の強い経済を実現する総合経済対策におきまして、食料価格高騰を踏まえ、特別加算分の給付が示されたことを受けまして、１人当たり４，０００円の生活支援チケットを各世帯に送付いたします生活支援チケット発行事業に取り組むに当たり、新規計上するものであります。

なお、今後の予定につきましては、補正予算をお認めいただけましたら、速やかに委託契約及び発送準備に取りかかり、３月までの年度内での送付を目指し進めるものであります。

２０款民生費、１０項社会福祉費、１５目老人福祉費におきましては、介護予防生活支援事業におきまして、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の予算措置に伴いまして、その財源を更正するものであります。

これは、現在、町単独費によって既に支給されております在宅介護手当について、要介護３以上の要介護認定を受けた方を介護する同一世帯の親族に給付を行うものでありますが、改めて国庫交付金に認定されましたので、その財源として１億６４万８，０００円を一般財源より特定財源に更正するものであります。

補正予算説明書２０ページにわたりまして、２０目社会福祉施設費につきましては、高齢者生きがいセンター運営事業におきまして、光熱水費２１万６，０００円を減額するものであります。これは、高齢者生きがいセンターの移転改修において、改修業者に仮設事務所として貸出しを行い、光熱水費を節減したためであります。

次に、機械警備業務委託料１２万７，０００円及び電気保安管理業務委託料７万１，０００円を新規計上するものであります。これは、高齢者生きがいセンターの移転先において、１２月中に改修工事が完了することに伴い、施設の管理上必要であることから計上するものであります。

次に、高齢者生きがいセンター交流館（仮）諸設備設計業務委託料３０万円を新規計上するものであります。これは、高齢者生きがいセンター内における既存施設である事務所を交流施設として活用するに当たり、今後の設備設計として必要であることから計上するものであります。

１５項児童福祉費、１０目児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務一般事業におきまして、こども家庭センター設置に伴い、消耗品費２２万円、工事請負費２００万

円、備品購入費 83 万円、合計 305 万円を新規計上するものであります。これは、令和 8 年 4 月に、幸田町保健センター 2 階に、こども家庭センターを設置することに伴い、必要物品の購入及び施設改修を行うため計上するものであります。

同じく児童福祉総務一般事業におきまして、物価高対応子育て応援手当支給に伴いまして、職員手当等 6 万 3,000 円を追加し、また、15 目児童措置費につきましても児童手当等支給事業におきまして、物価高対応子育て応援手当支給に伴いまして、印刷製本費 22 万円、郵送料は 162 万円、振込手数料は 107 万 1,000 円、システム改修業務委託料 378 万 4,000 円、手当 1 億 6,400 万円、合計 1 億 7,069 万 5,000 円を新規計上とし、物価高対応子育て応援手当の総事業費を歳入補正予算と同額の 1 億 7,075 万 8,000 円とするものであります。

これは、国の強い経済を実現する総合経済対策におきまして、ゼロ歳から高校 3 年生までの子どもを養育する父母等を対象に、子ども 1 人当たり 2 万円の物価高対応子育て応援手当を支給することが決定されたことを受けまして、児童手当支給の際に登録されている口座に給付を行うものであります。

給付時期につきましては、国より具体的には明記されておりませんが、速やかな給付が求められており、支給準備としてシステム改修にかかる委託料等が必要であることから計上するものであります。

20 目児童福祉施設費につきましては、保育園管理一般事業におきまして、フルタイム会計年度任用職員の給料、職員手当等及び共済費についてそれぞれ追加するものであります。これは、正職員及びフルタイム会計年度任用職員の給与改定及び産休等による対応としてのフルタイム会計年度任用職員の任用が増加したため、給料 4,000 万円、職員手当等 4,000 万円、社会保険料等 620 万円、会計年度任用職員共済負担金 2,420 万円、会計年度任用職員退職手当組合負担金 580 万円をそれぞれ追加するものであります。

補正予算説明書 22 ページにわたりまして、25 款衛生費につきましては、保健センター管理運営事業におきまして、保健センター電気設備工事請負費 99 万円を新規計上するものであります。これは、先ほど児童福祉総務一般事業でも御説明いたしましたが、令和 8 年 4 月に幸田町保健センター 2 階の会議室にこども家庭センターを設置することに伴い、当該会議室に設置してある印刷機を移設する必要があり、電気配線及び空調設備等の工事を行うものであります。

70 款諸支出金につきましては、財政調整基金積立事業におきまして、財政調整基金積立金 1 億 1,067 万 9,000 円を減額するものであります。これは、令和 7 年度幸田町一般会計補正予算（第 3 号）においてお認めいただきました財政調整基金における積立金につきまして、歳入歳出額の調整により、その全額を減額する必要があるからであります。

以上が、令和 7 年度幸田町一般会計補正予算（第 4 号）の概要説明であります。

次に、第 77 号議案 令和 7 年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

補正予算書 33 ページを御覧ください。

また、議案関係資料は、34ページ及び42ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億1,365万5,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書44ページを御覧ください。

40款繰入金につきましては、国民健康保険財政調整基金繰入金170万円を追加し、国民健康保険特別会計の収支全体を調整するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は46ページを御覧ください。

35款諸支出金につきましては、一般被保険者保険税還付事業におきまして、一般被保険者保険税還付金170万円を追加するものであります。これは、当初予算で見込んでおりました、還付事業費が想定より多くなったことから計上するものであります。

以上が、令和7年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要説明であります。

以上、令和7年第4回幸田町議会定例会に本日追加で提出いたしました単行議案3件、補正予算2件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣野房男君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第73号議案の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 以上で、第73号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第74号議案の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 以上で、第74号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第75号議案の質疑を行います。

1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 職員の給与に関する条例等の一部改正について伺います。

今回は、フルタイム会計年度任用職員の給料表の改定も行われますが、本町は会計年度任用職員の割合が全職員の58.8%で、保育士の場合、保育士全体数に対して、会

計年度任用職員が 77%とお聞きしています。

フルタイム会計年度任用職員は、現在何名在籍されていて、そのうち何名が保育士なのか伺います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 現在のところ、フルタイムにつきましては、今回関係しておるものにつきましては 120 名ということになっております。

今、保育士の内訳については、ちょっとこちら手持ちがございませんので確認をさせていただきたいと思いますが、全体で会計年度の中でフルタイムの職員が 120 名、そしてパートが 474 名という数字を今持っておりますが、ちょっと内訳については、今手元にはございません。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） 改正後の行政職給料表を見ますと、改正後の行政職給料表の中で、短大卒と大卒の初任給について、どの部分に該当するのか伺います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 現在のところ、高校卒業につきましては、1 号 1 級の 9 号給であります。そして大卒につきましては、1 級の 29 号というふうになります。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） 高卒と大卒は分かりました。短大卒の基準というのはありますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） ちょっと今、短大卒のところはちょっと確認できておりません。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） フルタイムの会計年度任用職員の給料表を見ますと、この 1 番の事務補助と 5 番の用務員というところを見ますと、行政職給料表の 1 級 1 号給を基準にしているのかと私は判断したんですけれども、2 番に該当する保育士、こちらは 23 万 7,600 円ですので行政職給料表の大卒の初任給を基準にしているのかなと理解いたしました。それでよろしいでしょうか。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） ちょっとそれも今確認できませんので申し訳ございません。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） では、この保育士の部分なんですけれども、フルタイムの任用職員、フルタイム会計年度任用職員のこの 2 番、保育所の保育士そのほかのフルタイム会計年度任用職員で、町長が規則で定めるものというふうに職種が書いてあります。

保育士以外では、どの職種が当てはまるのか伺います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 先ほどのお答えでございしますが、フルタイムにつきましては保育士が 110 人、そして用務員 9 人、あとは役場内で 1 人という数字でございします。短大卒につきましては、1 級の 17 号という内容でございします。

ちょっと先ほど言われましたものにつきましても、後ほどお答えをさせていただきます。

す。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） ありがとうございます。では、2 番のこの職種、フルタイム会計年度任用職員給料表の職種の 2 番、保育所の保育士そのほかのフルタイム会計年度任用職員で、町長が規則で定めるものを書いてありまして、保育士以外ですと、どの職種が当てはまるのか伺います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） そちらにつきましても今この資料で確認できませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） 先ほど、保育士がフルタイムの会計年度任用職員 1 1 0 名ということで、全体で 1 2 0 名のうちの 1 1 0 名が保育士ということで、大変、保育士が多いなというふうに思いました。

パートタイムの会計年度任用職員が 1 日に何人かで保育をつなぐよりは、フルタイムの方が 1 日 1 人いてくれたほうが子どもにとっても異変や成長に気づきやすくなるという点でも、とてもいいと思います。正規の保育士も必要です。

例えば、この短大卒ですと、勤続何年でこのフルタイム会計年度任用職員のこの最初の給与に追いつくのか伺います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） こちらについても、今そういった積算のものがございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） 私が聞きたかったのが、やはりフルタイム会計年度任用職員が今増加しているという段階で、こういった方が正規の職員をもし目指そうとしたときに、フルタイムの会計年度任用職員の給料の方がいいという現状になっているのかどうかということを確認したかったんですね。

大卒のこの 2 9 号給 2 3 万 7, 6 0 0 円とフルタイムの 1 号級の 2 3 万 7, 6 0 0 円が一生の金額ですので、どれだけ、例えば短大卒で保育士として入られた方が、どのぐらいでこのフルタイムの方の給料を追い越せるのかということも、とても気になりました。また、分かりましたら教えていただきたいです。

フルタイムから正規職員になった場合、当然経験がありますので、給料はフルタイムのときよりも多くなると考えてよろしいでしょうか。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） そちらにつきましては、入った時期に年数等がございますので、フルタイムでどのくらい年数をみてみえたのか、またそのときの正規で入った数字というのがどういうふうになっておるかっていうのをまた換算して、そちらは決めていきたいというふうに思ってます。

○議長（廣野房男君） ほかにございませんか。

ここで、7 5 号議案の質疑を継続しますけども、次に移ります。

次に、第 7 6 号議案の質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣野房男君) 以上で、第 7 6 号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第 7 7 号議案の質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣野房男君) 以上で、第 7 7 号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、一旦質疑を終結しますけれども、あと答弁のほうはいかがしましょう、総務部長。

ここで途中ではありますが、10 分間休憩といたします。

休憩 午前 10 時 26 分

再開 午前 10 時 36 分

○議長(廣野房男君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

総務部長。

○総務部長(菅沼秀浩君) 先ほどのお答え 3 点をさせていただきます。

まず、保育士以外のその他についてでございますが、こちらについては、想定は子育て支援センターのほうを想定しておりまして、現在該当する者はいないということで、規則については規定上保育士のみというふうにされております。

もう 1 点、大卒の初任給、それとフルタイムの職員、こちらの 1 年目というのが金額が同じということの想定はしておりますかということでありましたけれども、はい、それに合わせた数字にしておるということでございます。

それと 3 点目、短大卒の保育士がフルタイムの職員を何年目に追い抜いていくかということでもありますけれども、こちらについては 8 年目ということでもあります。

以上でございます。

○議長(廣野房男君) 1 番、藤本議員。

○1 番(藤本和美君) フルタイム会計年度任用職員の給料表の、この号級 1 から 10 まで保育士の場合にはありますが、これは何年で 1 つ号級が上がるというふうに計算されますでしょうか。

○議長(廣野房男君) 総務部長。

○総務部長(菅沼秀浩君) こちらについては、毎年ということで 1 年ずつ更新をされていくような形になります。

○議長(廣野房男君) よろしいでしょうか。

以上で、第 7 5 号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣野房男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、上程議案5件について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣野房男君) 反対討論なしと認め、反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣野房男君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を終わります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、上程議案5件について、採決いたします。

採決の方法は、起立によって行います。

初めに、第73号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(廣野房男君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第73号議案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、第74号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(廣野房男君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第74号議案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、第75号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(廣野房男君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第75号議案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、第76号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算(第4号)を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(廣野房男君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第 7 6 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、第 7 7 号議案 令和 7 年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第 7 7 号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 4

○議長（廣野房男君） 日程第 4、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。

会議規則第 7 3 条の規定により、お手元に配付のとおり、総務教育委員会委員長から委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長の申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第 4 5 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、令和 7 年 1 2 月 1 日に召集された令和 7 年第 4 回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 1 0 時 4 2 分

○議長（廣野房男君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

○町長（成瀬 敦君） 令和 7 年第 4 回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る 1 2 月 1 日から本日までに至る 2 2 日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始御熱心に御審議いただき、本日追加提出させていただきました議案も含め、私どもが提案いたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

国において、補正予算におきまして、強い経済を実現する総合経済対策として、重点

支援地方交付金等におきまして、積極的な財政支援が行われているところであります。幸田町におきましても、その財政支援策を活用し、生活支援チケット、物価高対応子育て応援手当について、町民の皆様がいち早くお届けできるようスピーディーな準備、給付に努めてまいります。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受け止め、今後の町政の推進に生かしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、10名の議員の方々からいただきました一般質問につきましても、どれも時宜を得た内容で、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで、御報告とお知らせを申し上げます。

まず、御報告についてでございますが、6点ございます。

1点目は、菱池遊水地における太陽光発電事業者の公募に係る河川占用許可申請予定者の決定についてでございます。

愛知県が以前より進めておりました菱池遊水地における太陽光発電事業者の公募につきまして、評価委員会の審査を経て、前田建設工業株式会社を代表企業とする事業者を、河川占用許可申請予定者に決定したことが、12月12日に愛知県より発表されました。

本町におきましても、令和7年2月17日に締結いたしました菱池遊水地の上部利用に係る愛知県と幸田町との連携・協力に関する協定の趣旨に基づきまして、引き続き、愛知県と連携して事業推進に努めてまいります。

2点目でございます。第13回の全国少年少女チャレンジ創造コンテスト全国大会の結果についてでございます。

去る12月13日土曜日、愛知県国際展示場において、第13回全国少年少女チャレンジ創造コンテスト全国大会が開催されました。幸田町少年少女発明クラブから幸田小学校5年生3名で編成されました、チーム名「MAS☆Lab」が町の代表として「3姉妹の挑戦～いのちの種と未来の街～」という作品で参加し、見事銀賞に当たるJKA会長賞を受賞しました。このJKAとは、ジャパン・ケイリン・オートレースファウンデーションの略であるそうでございます。

それから3点目になります。幸田町荻谷土地区画整理事業の組合設立総会の開催についてでございます。12月の20日土曜日午後2時より荻農村センターにおきまして、幸田荻谷土地区画整理事業の組合設立総会が開催されました。

本事業は、地域の良い住環境の形成と計画的なまちづくりを推進するための重要な取組であり、今後の事業の円滑な進行に向けて、町といたしましても、しっかりと支援をしてまいりたいと思います。

それから4点目でございます。幸田町の若者を対象とした給付型奨学金への寄附についてでございます。

海外留学及び国内大学の給付型奨学金につきましては、10月に受付を開始しましたところ、それぞれ各1名の申込みがあり、今月の24日に選考委員会を開催する運びと

なっております。

現在、この奨学金につきましては、寄附金を原資に事業を実施しておりますが、改めて相続人の方から事業継続のための御寄附をいただきましたので御報告いたします。

寄附につきましては、今月の3日に3,000万円を受納し、さらに15日に1億7,000万円を寄附いただけたということとなっております。

合計寄附額の総額は、約2億7,000万円になりました。

今後、御寄附いただき積み立てました基金を活用し、引き続き給付型奨学金事業を実施してまいります。

5点目につきましては、仕事納め式・仕事始め式についてでございます。

長年にわたり慣例として行ってまいりました仕事納め式及び仕事始め式につきましては、コロナ禍以降は管理職を対象に実施してまいりましたが、近年、働き方改革の推進という社会的な流れを受け、職員が年末年始の休暇を取得しやすい環境を整備し、心身ともにリフレッシュして業務に臨めるようにするため、今年度から実施しないことといたしました。

愛知県下におきましても、多くの自治体で同様の式典廃止の動きが広がっておりまして、このような社会情勢や近隣の動向を踏まえ、当町においても、時代の変化に即した柔軟な働き方を推進することが、行政サービスの質的向上にもつながるものと判断したものでございます。

議員各位におかれましては、本趣旨に御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

6点目は、長野県箕輪町議会の行政視察受入れについてでございます。

年明けの1月13日及び14日にかけて、9月に姉妹都市協定を締結いたしました箕輪町の全議員の皆様が行政視察にお見えになると伺っております。

協定締結後、観光・物産、スポーツなどの様々な交流を進めているところでありますが、ぜひ、議員の皆様もしっかりと交流をしていただきまして、今後の両町の発展につなげていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ぜひ御参加いただき、ともに盛り上げていきたいと思っております。

それから、次に、お知らせについてでございます。

1点ございます。

新春イベントの関係でございます。年明け1月10日土曜日、幸田町消防出初め式、11日日曜日には半年以上かけてつくられました最大13畳の大凧が新春の空を舞い上がる「令和8年こうた凧揚げまつり」、12日月曜日は成人の日であります「令和8年二十歳のつどい」、25日日曜日には「第48回幸田町新春駅伝・ファミリージョギング大会」を開催いたします。よろしくお願いしたいと思います。

さて、今年も残すところ、あと僅かでございます。年の暮れから年明けにかけてますます寒さが厳しくなると思われます。議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれも御留意いただき、新しく迎える年が皆様と幸田町にとりまして、明るくよい年でありますよう、御祈念申し上げます、閉会に当たってお礼の挨拶といたします。

長期間ありがとうございました。

○議長（廣野房男君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、また、議事の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

本年も、残すところ、僅かとなりました。

月日の経つのは毎年毎年早く感じるようになってきております。

新しい年が、皆さんにとって、よい年になりますことを心から御祈念申し上げます。

大変御苦労さまでした。

本日は、これで散会といたします。

散会 午前 10時51分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する
令和 7 年 1 2 月 2 2 日

議 長

議 員

議 員